

令和 5 年度第 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 5 年 4 月 1 8 日

担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2 3 3 2〕

① 件 名
宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う石巻市後期高齢者医療に関する条例の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>本市において行う後期高齢者医療の事務については、「石巻市後期高齢者医療に関する条例」において規定している。</p> <p>当条例で規定する事務を定める「宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」が一部改正された。</p> <p>【目的】</p> <p>関係法令の改正に伴い、「石巻市後期高齢者医療に関する条例」の一部について整理を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 6 号）</p> <p>宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第 2 8 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 5 年 2 月 宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例公布（令和 5 年 4 月 1 日施行）</p> <p>3 月 石巻市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について専決処分（令和 5 年 4 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容
石巻市後期高齢者医療に関する条例第 2 条第 1 項第 8 号中「広域連合条例附則第 7 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を「広域連合条例附則第 3 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」に改める。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
県内市町村においても、同様の改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
石巻市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分（令和 5 年 3 月 3 1 日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。
⑨ その他